

6. 第 2 次第 1 期プーチン政権下のロシア政治

1. プーチンのデモクラシー論と世界観

1.1. 2012 年大統領教書¹におけるプーチンのデモクラシー論

ロシアにはデモクラシー以外の政治的選択は存在しないし、存在し得ない。その際に強調しておきたいのは、我々は、全世界で受け入れられているまさに普遍的デモクラシーの諸原則を分かち合っているということである。しかし、ロシア的デモクラシー、それは人民自治の固有の伝統を持つロシア国民の権力であって、決して外部から我々に押しつけられたスタンダードの実現ではない。デモクラシー、それは採択された現行の法律、規則、規範の遵守および尊重である。与党、政府、大統領は変えることができるが、国家と社会の土台を損ない、国民の発展の継続性を断ち切り、主権の問題、国民の権利と自由の保障を見直してはならない。デモクラシー、それは権力を選ぶことができるだけでなく、常にこの権力を監督し、その活動の結果を評価することができることである。ご存知のように私がすでに述べたことであるが、我々は、インターネットを含めて国民の支持が得られたアイデアは議会での審議が義務づけられるという国民の法律案発議権についての議論を含め、直接民主制、すなわち直接的人民権力の発展に大きな注意を向けなければならない。

このように述べたあと、プーチンは、「政治的競争はわが国にとって無条件によいことである」としつつ、要旨、以下の 5 つのポイントに注意すべきこととしてあげている。

- ① ロシアの、統一、一体性、主権は絶対的なものである。
- ② わが国の国内政治プロセスに対する外国の直接間接の干渉は容認できない。
- ③ 政治における犯罪は許せないし、許すべきでもない。
- ④ 文明的対話は、文明的なやり方で、その要求を提起し、根拠づけ、策定し、法の枠内でそれらを主張する政治勢力によってのみ可能である。
- ⑤ 国家は、すべての政党が、選挙戦のときだけでなく常に、マスコミにアクセスできるよう保障しようとしなければならないし、そうするであろう。

プーチンは、以上で見たように、2012 年の大統領教書で、「デモクラシーの普遍的原則を分かち合っている」と言いながら、そのあとすぐに「ロシア的デモクラシー」(российская демократия)について言及している。この「ロシア的デモクラシー」とは、プーチンによれば、ロシアの「人民自治の固有の伝統」に根ざすものであり、外部から押しつけられるものではない。プーチンは、「デモクラシーの普遍的原則を分かち合っている」と言いながら、そのすぐあとで、デモクラシーのいわばグローバルスタンダードの押しつけを拒否しているのである。そのあと、プーチンは、インターネットに言及し、直接民主制を称揚するが、ここで注目すべきは、「人民権力」(народовластие)という用語を用いていることである。

ソ連時代も含め、一般に народо́властие は、демократия の同義語であるとされており、例えば、ソ連時代の指導者の演説などでは、демократия ではなく、好んで народо́властие という用語が用いられてきた。それは、当時、народо́властие がブルジョア・デモクラシーに対置される概念、つまり真のデモクラシーという意味で用いられていたからである。また народо́властие は、ここでのプーチンもそうであるように、ソ連時代から、しばしば直接民主制と結びつけて用いられてきた概念であった。そしてソ連時代における直接民主制とはすなわちソヴィエト制を意味しており、ブルジョア議会を否定的に見なす考え方と表裏をなしていた。その意味では、ソ連時代、народо́властие という概念はソヴィエト制と不可分の概念であり、ブルジョア議会制を批判するニュアンスを持つ概念であった。

もちろん、プーチンが、この期に及んで、ソ連時代のイデオロギー的ニュアンスを含んだ народо́властие という用語を使用していると主張する根拠はない。しかし、一定年齢以上の層は、この народо́властие という用語に、そうしたイデオロギー的ニュアンスを嗅ぎ分けるであろう。

「デモクラシー、それは採択された現行の法律、規則、規範の遵守および尊重である」とプーチンが指摘したとき、そこにプーチンが暴動へと至るかも知れない無秩序な街頭デモに対する本能的な警戒心を見て取ることもできる。そのことは、大統領教書のもう少し先で、「法の枠内で」要求を主張する政治勢力の「文明的対話」を重視していることから明らかであろう。もちろん、こうした警戒心は、権力の座にある政治指導者一般に見られる心理であってプーチンにのみ特徴的なものではないし、むしろデモクラシーが法治主義を前提としていることは言うまでもない。むしろ、プーチンに特徴的なのは、政治勢力の競争が外国からの内政干渉と結びつくことに対する強い警戒心である。

(2) ウクライナ政変後のプーチンの世界観

プーチン政権は、テロ・過激主義の脅威、政治的な活動を行う外国または国際的な NPO による国内政治の不安定化や内政干渉に対して依然として強い警戒心を持っている。その背景には、プーチン大統領の、世界の国々は多様であり、単一のモデルに従って発展していくわけではないという世界観が存在していると思われる。

たとえば、プーチン大統領は、2015 年 6 月 12 日に行われた国家賞授与式のスピーチ²で、25 年前の「国家主権宣言」採択に始まったロシアの民主主義と市場経済へ向けての改革の成功を想起したあと、次のように述べている。

私たちは、ロシア国家の本質および精神的基礎を失うことなく維持し、国民の独自の民族的多様性、その歴史的一体性、祖国への献身および祖国の自由、独立、利益を擁護し守る覚悟という永年の伝統を持ち続けてきた。これらの愛国主義の理想は深くかつ強靱なものであり、なんびともそれ自身の枠組みによってロシアを作り替えることはできない。

また、2015 年 9 月 28 日に行われた第 70 回国連総会における一般討論演説³では、以下のように述べている。

私たちはすべて多様であり、それに敬意を払う必要がある。誰かが唯一これが正しいと認めた単一の発展モデルに従う義務は誰に

¹ <http://president.kremlin.ru/news/17118>

² <http://kremlin.ru/events/president/transcripts/49697>

³ <http://kremlin.ru/events/president/news/50385>

もない。

2. 市民権に関連する法規制

2.1. ロシアにおける無届集会・デモに対する罰金の引き上げ

2012 年 6 月 8 日付『ロシア連邦行政的違法行為についてのロシア連邦法典』および『会合、集会、集団示威行動、集団行進、ピケッティングについてのロシア連邦法』の修正についての連邦法⁴により、「ロシア連邦行政的違法行為についてのロシア連邦法典」第 20.2 条の旧第 1～3 項（取り消し線部分）が削除され、新たに第 1～7 項が補足された。

これにより、「会合・集会・集団示威行動・集団行進・ピケッティングの組織または実施について定められた手続に対する違反」があった場合、これまで、組織者に対して 1,000～2,000 ルーブルの罰金が課されていたのが、今後、一般市民に対しては 10,000～20,000 ルーブルの罰金の賦課または 40 時間以下の義務労働、公務員に対しては 15,000～30,000 ルーブル、法人に対しては 50,000～100,000 ルーブルの罰金が課されることになった。

このほか、実施の通知を定められた手続で提出しなかった場合、一般市民に対しては 20,000～30,000 ルーブルの罰金の賦課または 50 時間以下の義務労働、公務員に対しては 20,000～40,000 ルーブル、法人に対しては 70,000～200,000 ルーブルの罰金が課されることになった。

さらに、交通妨害の場合、人の健康または財産に被害を与える結果を招いた場合、核施設、放射線源、核物質および放射性物質の貯蔵所の至近距離内において、無許可で会合・集会・集団示威行動・集団行進・ピケッティングを組織もしくは実施、または参加し、それが上記施設、放射線源、貯蔵所の職員による職務の執行を困難にさせ、住民および環境の安全の脅威となった場合、などについて最高 1,000,000 ルーブルまでの罰金を定めている。

これらの修正は、要するに、罰金の引き上げであるが、これまでの 500 ルーブルとか 1,000 ルーブルでは、罰金としては安すぎて意味がなかったのは事実であろう。今回の、一般市民の組織者の場合は、通常の違反の場合、10,000～20,000 ルーブル、無許可集会等の場合は 30,000 ルーブルという罰金の金額は、例えば、東京都の「集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例」⁵第 5 条が「主催者、指導者又は煽動者は、これを一年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金」としているの、妥当なのではないかと思われる。交通妨害の場合は 50,000～100,000 ルーブル、人の健康または財産に被害を与えるような場合や、核施設の近くでおこなうことによって当該施設職員の職務遂行の妨げになったり住民および環境の安全の脅威となる場合は 100,000～300,000 ルーブルだが、これは危険行為なので仕方ないところかも知れない。

なお、ロシアで行われる反プーチン・デモが、しばしば逮捕者を出しているが、いずれも無届けデモであることによる逮捕である。たとえば、モスクワでは、原則として、都心でのデモは許可されず、都心から地下鉄で 20～30 分ほど離れた「勝利公園」などでの集会やデモを代替案として提示されるが、無届けデモはこれに応じずにデモを強行した結果である。

2.2. 外国からの資金を得て政治活動をおこなう非営利団体（NPO）に対する規制の強化

2012 年 7 月 20 日付「外国代理人の職務を遂行する非営利団体の活動の規制に関するロシア連邦の個々の法令の修正についてのロシア連邦法」⁶（以下、たんに「2012 年 7 月 20 日付修正法」という）は、「社会団体についてのロシア連邦法」、「非営利団体についてのロシア連邦法」（以下、たんに「非営利団体法」という）、「ロシア連邦刑法典」、「犯罪的手段により得られた収入の合法化（洗浄）」およびテロリズムに対する資金援助に対する対抗手段についてのロシア連邦法、「ロシア連邦刑事訴訟法典」の一部をそれぞれ修正する法律である。

以下、この「2012 年 7 月 20 日付修正法」による修正のポイントを、「非営利団体法」を中心に見てみよう。

この「2012 年 7 月 20 日付修正法」により規制が強化された、外国からの資金を得て政治活動をおこなう非営利団体（NPO）とは、「非営利団体法」第 2 条第 6 項に新たに補足された規定によると、正確には、以下の規定にあるように「政治活動」に参加する「外国代理人 иностранный агент / foreign agent」の職務を遂行する非営利団体である。「非営利団体法」第 2 条第 6 項は、その概念を以下のように規定している。

外国代理人の職務を遂行する非営利団体とは、本法では、外国政府、外国の政府機関、国際団体、外国の団体、外国人、無国籍者、もしくはそれらにより全権を与えられている人物から、ならびに（または）それらの財源から資金およびその他の資産を受け取っているロシアの法人（政府の関与する公開型株式会社およびその子会社を除く）（以下、「外国資金源」という）から、資金およびその他の資産を受け取っていて、かつ外国資金源のためを含めてロシア連邦の領域内でおこなわれる政治活動に参加するロシアの非営利団体と理解する。

その設立文書に書かれている目的および任務にかかわらず、政党以外の非営利団体が、国家機関によっておこなわれる国家政策の修正に向けられた国家機関による決定の採択に対して影響を与える目的で、政治的行為を組織し実施することに（財政的方法を含め）、また上記の目的のために世論を形成することに、参加している場合、その非営利団体は、ロシア連邦の領域内でおこなわれる政治活動に参加しているものとみなされる。

学術、文化、芸術、保健、国民の健康の予防および維持、国民の社会的支援および保護、母性および子どもの保護、障害者の社会的支援、健康なライフスタイルの宣伝、体育およびスポーツ、自然保護の分野における活動、慈善活動、慈善およびボランティアの協力分野における活動は、政治活動には分類されない。

なお、この第 2 条第 6 項の第 2 段の「政治活動」についての規定は、2016 年 6 月 2 日付『社会団体についての連邦法』第 8 条および『非営利団体についての連邦法』第 2 条の修正についてのロシア連邦法⁷（以下、たんに「2016 年 6 月 2 日付修正法」という）において修正され、以下のように、より具体的かつ詳細に規定された。なお、この「2016 年 6 月 2 日付修正法」は、第 3 段の一部の語句を削除した。削除部分は、上記の引用部分の下線部である。

その設立文書に書かれている目的および任務にかかわらず、政党以外の非営利団体が、国家政策の策定および実施、国家機関・

⁴ <http://kremlin.ru/acts/bank/35458>

⁵ http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_honbun/g1012205001.html

⁶ <http://kremlin.ru/acts/bank/35748>

⁷ <http://www.kremlin.ru/acts/bank/40857>

地方自治機関の編成、それらの決定および活動に対して影響を与える目的で、国家建設、ロシア連邦憲法体制およびロシア連邦の連邦制の基礎の擁護、ロシア連邦の主権の擁護および領土の一体性の保障、適法性および法秩序の保障、国家的および社会的安全保障、我が国の防衛、外交政策、ロシア連邦の社会・経済的および民族的発展、政治システムの発展、国家機関および地方自治機関の活動、人および国民の権利および自由の法的調整、の領域で活動を行っている場合、その非営利団体は、ロシア連邦の領域内でおこなわれる政治活動に参加しているものとみなされる。

それらの活動は以下の形態で行われる。

会合、集会、集団示威行動、集団行進、ピケティングの形態における公開行事の組織化および実施への、あるいはこれらのさまざまな混合形態、公開討論、討議、演説の組織化および実施への参加、

選挙および住民投票において一定の成果を得るための活動への、選挙、住民投票、選挙委員会および住民投票委員会の編成に対する監視への、政党活動への参加、

国家機関、地方自治機関、それらの公職者に対する公開アピール、法律およびその他の規範的法令の採択、修正、廃止のためのものを含むこれらの機関の活動に影響を与えるためのその他の活動、

国家機関によって採択された決定およびそれらによって実施された政策についての意見を、最新の情報テクノロジーの利用を含めて流布させること、

世論調査の実施およびその結果の公表、またはその他の社会学的調査の実施の方法を含む社会的・政治的見解および信条の形成。

このように、この「2012 年 7 月 20 日付修正法」によって規制が強化されたのは、非営利団体（NPO）一般ではなく、政治活動に参加する非営利団体であり、政治活動に参加しない、学術・文化・環境保護・慈善活動等をおこなう非営利団体は、この「2012 年 7 月 20 日付修正法」による規制の対象外である。

非営利団体は、ロシア連邦法務省およびその地方出先機関に対して登録をおこなう際に、さまざまな書類の提出が義務づけられているが、この「2012 年 7 月 20 日付修正法」により補足された「非営利団体系法」第 13.1 条第 5 項第 9 号により、「外国代理人の職務を遂行する非営利団体は、本条第 10 項によって定められている外国代理人の職務を遂行する非営利団体の登録簿に当該非営利団体を含めることについての届出書」を新たに提出しなければならないとされた。すなわち、「外国代理人の職務を遂行する非営利団体」は、自ら「外国代理人の職務を遂行する非営利団体」であることを届け出なければならないということである。

要するに、「外国代理人の職務を遂行する非営利団体」であることを隠してはいけないということであるが、それゆえ、「2012 年 7 月 20 日付修正法」により補足された「非営利団体系法」第 24 条第 1 項第 5 段では以下のように規定されている。

外国代理人の職務を遂行する非営利団体によって、マスメディアを通じて、および（または）情報通信網「インターネット」を利用して、発行され、および（または）配布される文書には、それらが外国代理人の職務を遂行する非営利団体によって発行および（または）配布される文書であることが記載されなければならない。

また、非営利団体は、ロシア連邦法によって定められた手続きで会計報告等をおこなわなければならないが、「2012 年 7 月 20 日付修正法」により、「非営利団体系法」第 32 条第 1 項第 1 段に以下の規定が補足された。

外国代理人の職務を遂行する非営利団体の年次会計（財務）報告および（ロシア連邦の国際条約によってその他の定めがない限り）外国の非営利非政府団体の支部組織の年次会計（財務）報告は会計監査を受けなければならない。

また、これに関連して、「非営利団体系法」第 32 条第 3 項は、1 段の規定から、2 段の規定に修正された。

本条第 3.1 項に挙げられている場合を除いて、非営利団体は、その活動および指導機関の構成員についての報告、ならびに外国資金源から受け取ったものを含む資金の支出およびその他の資産の利用についての書類を、外国代理人の職務を遂行する非営利団体は、それらに加えて監査報告書を、管轄機関に提出しなければならない。その際、外国代理人の職務を遂行する非営利団体によって提出される文書には、外国の資金源から受け取った資金の支出およびその他の資産の利用の目的について、ならびに実際の支出および利用についての資料が含まれていなければならない。上記の提出書類（監査報告書を除く）の形式およびその提出の期間は本項第 2 段によって定められる期間を考慮して、管轄の連邦執行権力機関によって決定される。

外国代理人の職務を遂行する非営利団体は、その活動および指導機関の構成員についての報告を含む文書を半年に 1 回、外国本部から受け取ったものを含む資金の支出およびその他の資産の利用の目的についての文書を四半期に 1 回、監査報告書を年に 1 回、管轄機関に提出する。

なお、上記の「非営利団体系法」第 32 条第 3 項の最初の「本条第 3.1 項に挙げられている場合を除いて」とあるのは、第 3.1 項に従って、構成員が外国人および無国籍者でなく、しかも年間 300 万ルーブル未満の収入しかない非営利団体は除く、という意味である。

このほか、会計監査に関連して、「非営利団体系法」第 32 条第 4 項には、新たに以下の内容の第 2 段および第 3 段が補足された。

外国の非営利非政府団体の支部組織は、ロシア連邦の国際条約によってその他の定めがない限り、ロシアの監査法人（ロシアの公認会計士）から受け取る監査報告書を、年 1 回、管轄機関に提出しなければならない。

管轄機関は、情報通信網「インターネット」上の公式サイトに、外国の非営利非政府団体の支部組織によって提出された資料を掲載し、または公表するためにマスコミにそれらの資料を提供する。

以上のように、外国からの資金を得て政治活動をおこなう非営利団体に対する規制の強化は、主として、外国代理人であること、または外国団体の支部組織であること、外国からの資金を得ていることを明示し、会計報告等の各種届出を厳格におこなうこと、会計監査の実施を求めたものである。ちなみに、「2012 年 7 月 20 日付修正法」で導入された「外国代理人 иностранный агент / foreign agent」という用語は、「外国のスパイ」という意味もあるために、日本の新聞等では、「外国のスパイであることを名乗らなければならない」と伝える報道もあるが、「外国のエージェント」という用語は、ソ連崩壊後の市場経済化以降は、「外国企業の代理店（人）」という意味で日常的に使用されているので、「外国のスパイ」と解釈するのは、「悪い冗談」に過ぎないとも言えるが、登録手続きが煩瑣となり、会計監査等が義務づけられたことは、外国からの資金を得て政治活動をおこなう非営利団体が制度改悪だと主張するものも聞けるところではある。

もっとも、わが国の「政治資金規正法」第 22 条の 5 は、そもそも外国人および外国法人、外国人または外国法人が株式の過半数を所有する株式会社等からの寄付を禁止しており、その違反は、同法第 26 条の 2 第 3 項により、「三年以下の禁錮又は五十万円以下の

罰金」とされている⁸。その点にのみ着目すれば、ロシアのほうに寄付を禁止していないのであるから、規制は緩やかであると考えられることもできよう。

ちなみに、ロシアにおける関連の罰則規定は、「2012 年 7 月 20 日付修正法」により、「ロシア連邦刑法典」第 239 条第 2 項で新たに以下のように規定された。

その団体またはその団体の指導部もしくは支部組織の活動が国民の義務の遂行の放棄を促すことまたは違法行為を伴うような非営利団体（外国代理人の職務を遂行する非営利団体を含む）または外国の非営利団体の支部組織の創設は、200,000 ルーブル以下もしくは受刑者の 18 ヶ月以下の労賃もしくはその他の所得相当額を罰金として課せられるか、または 3 年以下の自由制限もしくは強制労働もしくは自由剥奪が課せられる。

また、新たに第 330.1 条でも、以下のように規定された。

1996 年 1 月 12 日付第 7 号「非営利団体についてのロシア連邦法」第 13.1 条第 10 項に定められている外国代理人の職務を遂行する非営利団体の登録簿に含めることが必要な書類の提出に関する義務の遂行の悪質な回避は、300,000 ルーブル以下もしくは受刑者の 2 年以下の労賃もしくはその他の所得相当額を罰金として課せられるか、または 480 時間の義務労働もしくは 2 年以下の矯正労働もしくは自由剥奪が課せられる。

以上のように、罰金は、200,000 ルーブル以下または 300,000 ルーブル以下であるので、日本の政治資金規正法とほぼ同様ということができ、非常に高額というほどではない。

なお、2015 年 5 月 23 日、「ロシア連邦刑法典」、「ロシア連邦刑事訴訟法典」、「ロシア連邦行政法違反法典」等の法律の一部を修正する「ロシア連邦の諸法令の修正についてのロシア連邦法」が制定された。この法律によって、「ロシア連邦の憲法体制の基礎、国家の防衛力または安全保障に対する脅威となる外国または国際非政府組織の活動はロシア連邦領土において望ましくないものと認定される」ことがあり、それらの組織に関与した個人は 5,000～15,000 ルーブル、公職者は 20,000～50,000 ルーブル、法人は 50,000～100,000 ルーブルの罰金が課されることとなった。

3. テロ対策、メディア規制

3.1. テロ組織の結成、テロ組織ないし過激主義活動に対する資金提供、過激主義の宣伝に対する罰則の強化

2014 年 5 月 5 日付の「ロシア連邦刑法典」改正により、テロ組織への資金提供（第 205.1 条第 4 項）、テロ組織の結成（第 205.4 条第 1 項）に対する罰則を強化し、最高で終身刑を課すことになった。

さらに 2014 年 6 月 28 日付「ロシア連邦刑法典」改正により、過激主義活動に対する資金提供についても最長 3 年、職場での地位利用の場合には最長 6 年の自由剥奪を適用することになった（第 282.3 条第 1 項）。これについては、のちに 2016 年 7 月 6 日付改正により、刑期が、さらにそれぞれ最長 8 年および 10 年まで延長された。

また、2014 年 12 月 31 日の法改正により、過激活動・テロ活動を行っていた社会団体・宗教団体の指導者または幹部だった者は、裁判所が当該団体を過激活動・テロ活動を行う団体と決定してから 10 年間は社会団体・非営利団体・宗教団体の設立者または会員になれない、との規定が追加された（「社会団体法」第 19 条、「非営利団体法」第 15 条、「信仰の自由および宗教団体についての法律」第 9 条）。

さらに、2015 年 5 月 2 日には、マスメディアを通じたテロ活動・過激主義活動の呼びかけやそれらの活動を擁護することに対して 10 万～100 万ルーブルの罰金を課すことを規定した「ロシア連邦行政法違反法典第 13.15 条および第 20.29 条の修正法」が制定されている。

2016 年 7 月 6 日付「反テロ一括法」、正確には、「『テロ対策法』ならびにテロ対策および公安の補足的措置の導入に関するロシア連邦諸法令の修正法」と「テロ対策および公安の補足的措置の導入に関する『刑法典』および『刑事訴訟法典』の修正法」の制定により、「テロ対策法」、「刑法典」、「刑事訴訟法典」その他の法律の修正が行われた。

「テロ一括法」により、①反テロ作戦実施基準の明確化、②共和国・州等連邦構成主体の反テロ委員会の決定義務化の強化、③市町村等地方自治機関のテロ対策分野の権限の具体化、④輸送インフラ・燃料エネルギープラントに対する非合法的干渉行為に関する脅威情報の調査協力手続きの策定、⑤民間用銃刀・武器類似品の製造に際しての軍用・治安機関用銃火器の基本部分の利用の禁止、⑥「テロへの資金提供」概念の明確化、⑦連邦保安機関・対外諜報庁が国家機関および予算外国家基金（年金基金、社会保険基金など）から無償で情報システムおよびデータベースの提供を受ける権利の確立、⑧インターネットで情報配信を行っている通信事業者・ネット事業者、運輸配送事業者に対する追加的要請（接続情報・コンテンツの一定期間の保存義務づけなど）の策定、⑨宣教活動の規制強化、⑩テロ関連犯罪の刑事責任適用年齢の下限の 16 歳から 14 歳への引き下げ、⑪テロ関連犯罪の刑事責任の強化、⑫「国際テロ行為」に関する「刑法典」第 361 条の追加などがおこなわれた。

3.2. インターネット規制の強化

2014 年 5 月 5 日付で「情報、情報技術および情報保護についてのロシア連邦法」が改正された。この法改正により、1 日当たり 3,000 以上のアクセスがあるブロガーは、インターネットを通じて、国家機密などの漏洩、テロ行為の実行やテロ行為の正当化を公然と呼びかけたり擁護したりするコンテンツ、過激主義的なコンテンツ、ボルノの宣伝、暴力を是認するコンテンツ、不適切な誹謗中傷を含むコンテンツなどを拡散してはならず、また住民投票や選挙に際しても連邦法を遵守しなければならないとされた（第 10.2 条第 1 項）。また、ブロガーは、姓およびイニシャル、メールアドレスなどを自身のページに明示しなければならないとされた（第 10.2 条第 5 項）。

3.3. マスメディア規制の強化

1991 年 12 月 27 日付「マスメディアについてのロシア連邦法」に対する 2014 年 10 月 14 日付「『マスメディアについてのロシア連邦法』修正法」による修正の論点は、マスメディアに対する外資規制である。同法第 19.1 条によると、ロシア連邦が締結した国際条約によって特に定めがない限り、外国政府、国際機関およびそれらの管理下にある団体並びに外国の法人、外国から 20%以上の出資を受けているロシアの法人、外国の市民、無国籍者及び外国籍を有するロシア連邦市民は、放送事業者の設立又は共同設立者となる

⁸ <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S23/S23HO194.html>

権利を持たないと規定されている。日本の放送法および電波法に基づく放送局の 20%外資規制と類似の規定である。

第 19.1 条 放送を行うマスメディア、団体（法人）の設立に関連する制限

- ①ロシア連邦の国際条約による特段の定めがなければ、外国、国際機関、それらの管理下にある団体、外国の法人、外国が出資しているロシアの法人、無国籍者、外国国籍を持つロシア連邦国民は、全体としても、または個別においても、放送を行う、マスメディアの設立者（出資者）およびマスメディアおよび団体（法人）の編集スタッフとなることはできない。
- ②ロシア連邦の国際条約による特段の定めがなければ、外国、国際機関、それらの管理下にある団体、外国の法人、その授權資本における外国の出資比率が 20%以上となっているロシアの法人、外国人、無国籍者、外国国籍を持つロシア連邦国民は、全体としても、または個別にも、放送を行う、マスメディアの設立者の出資者（メンバー、株主）、ならびにマスメディアおよび団体（法人）の編集・制作スタッフである授權資本の 20%以上の資金（株式）を出資している人物を、直接または間接に（自らの管理下にある人物を通じて、または全体として 20%以上の出資している任意の人物を直接に支配することを含む）、支配、経営、監督することはできない。

4. 連邦国家警備部隊庁の設置と内務省の改編

2016 年 4 月 5 日付大統領令（2016 年 9 月 30 日修正補足）¹⁰と 2016 年 7 月 3 日付「ロシア連邦警備部隊法」¹¹により、内務省内務部隊（内務省国内軍とも訳す）を母体として国家警備部隊（国家親衛隊とも訳す）が創設され、同部隊を擁する連邦国家警備部隊庁が設置された。連邦国家警備部隊庁には、①武器流通分野・民間警備活動分野の法令遵守に対する国家監督（監察）、庁外指定施設警備特別任務センターを含む庁外指定施設警備の実施機関、②地方機関即応特殊部隊（СОБР）、③地方機関機動特務部隊（ОМОН）、④機動対応・航空部隊特務センターおよび航空部隊、などの内務省諸機関も移管された。同時に、内務省傘下の連邦国家単一企業体「アフラーナ」（警備会社）の監督権も連邦国家警備部隊庁に移管された。

連邦国家警備部隊庁の基本任務は、①内務機関と共同での、社会秩序維持、社会安全保障・非常事態体制の確保への参加、②テロ対策・反テロ作戦の法体制確保への参加、③過激主義対策への参加、④国土防衛への参加、⑤重要国家施設および特殊貨物の警備、⑥連邦保安庁国境警備機関への支援、⑦武器流通分野・民間警備活動分野における法令遵守に対する連邦国家監督（監察）、庁外指定施設警備の遂行、とされている。

連邦国家警備部隊庁長官・国家警備軍総司令官には、ゾーロトフ内務第 1 次官・内務省国内軍総司令官が就任した。ゾーロトフは、1990 年代前半にサンクト・ペテルブルク市長の警護官を務めており、第 1 副市長だったプーチンと知り合ったとされている。

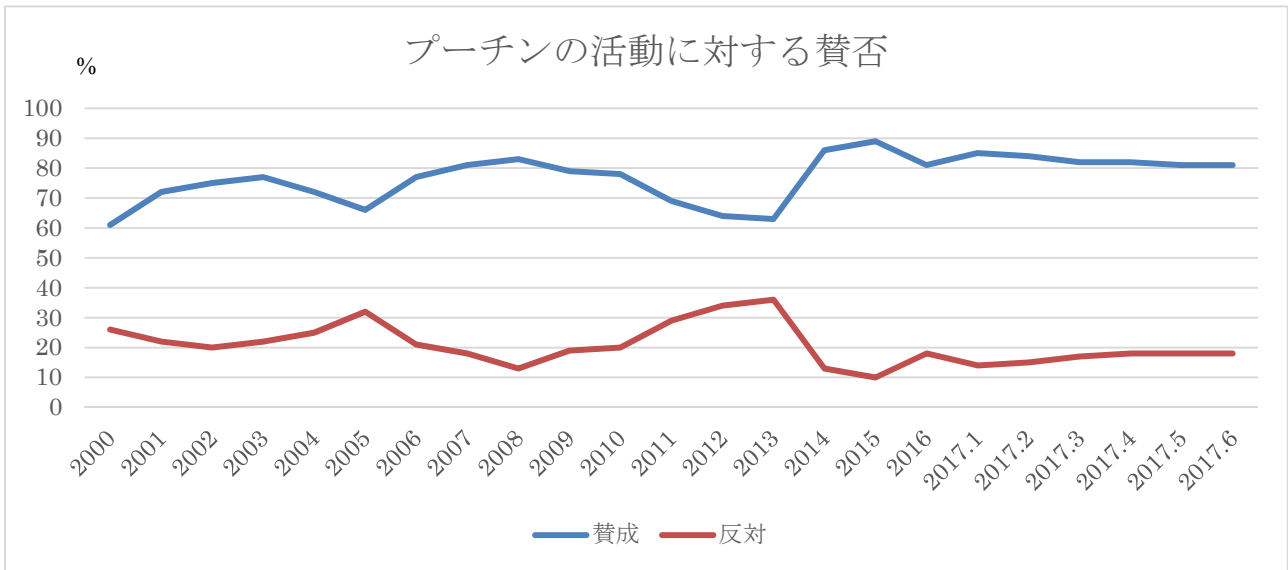
今般の連邦執行権力機関の改編は、大統領令によって実施されたが、同日中に連邦法の改正案が大統領によって連邦議会国家会議に提出された。同時に連邦移民庁及び連邦麻薬取引監督庁が廃止され、その機能は内務省に移管された。内務省には、新たに、内局として移民問題総局及び麻薬流通監督総局が設置された。これにより、特殊部隊・警備実施部隊を中心とした警備・公安警察が内務省から切り離された。内務省の警察改革は、90 年代初頭から政策課題となっており、プーチン大統領は、2001 年、当時のグリュズロフ内相に改革を特別に委任した。実際に連邦法である「警察法」を法制化したのは、タンデム政権のときで、メドヴェージェフ大統領がイニシアティブをとったとも言われる。このように、内務省改革は、軍改革と同様に、かなり長いスパンで実施されている。今後、内務省が刑事警察（組織犯罪対策を含む）、地域・交通警察、移民政策、麻薬取締に特化した機関となるのか、連邦国家警備部隊庁の動向とともに注視する必要があるだろう。

⁹ この項については、長谷川雄之氏の博士論文「プーチン政権下の現代ロシアにおける内外政策と安全保障会議・法・統治機構・エリート」に依拠している。

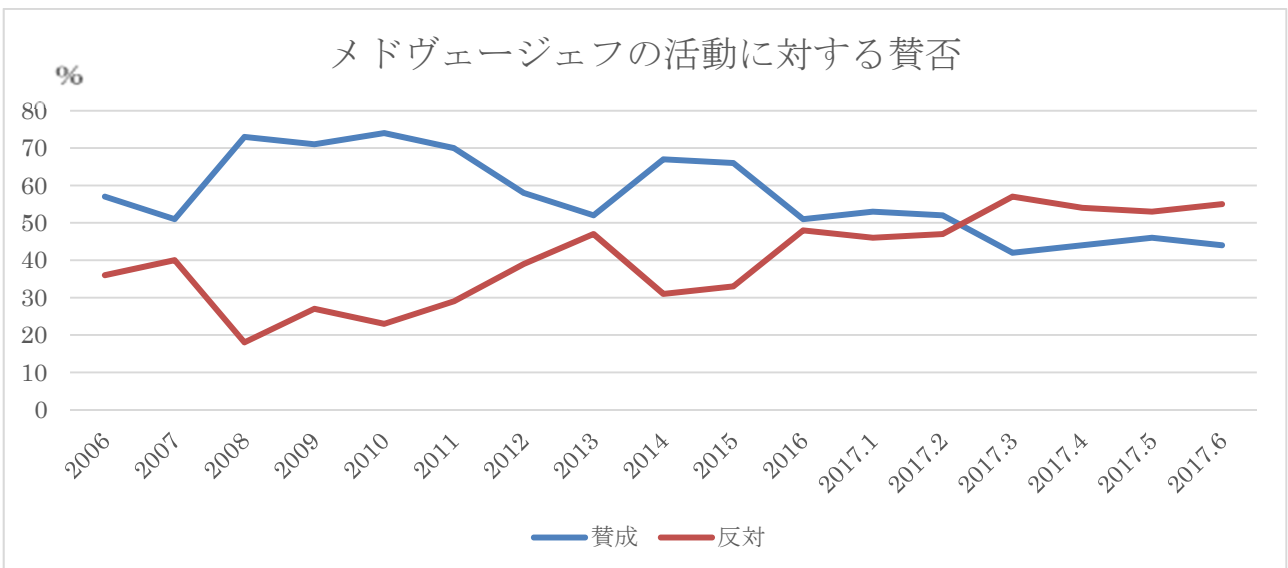
¹⁰ <http://www.kremlin.ru/acts/bank/40689>

¹¹ <http://www.kremlin.ru/acts/bank/40960>

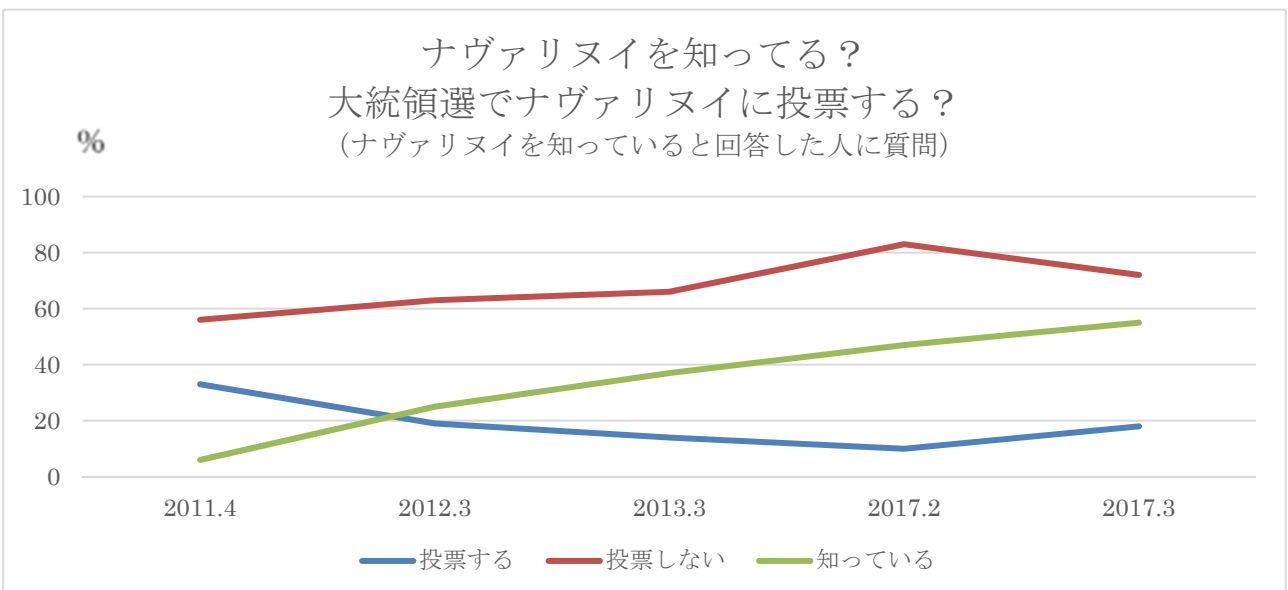
5. 世論



出典: <https://www.levada.ru/2017/06/29/iyunskie-rejtingi-odobreniya-i-doveriya-7/>



出典: 同上



出典: <https://www.levada.ru/2017/04/06/aktsii-protesta-26-marta-i-navalnyj/>